

# 令和4年度 柏原市立堅上中学校 部活動に係る活動方針

## 1. 部活動の意義

スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであり、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会である。

## 2. 部活動の目的

部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に、知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。また、部活動は生徒指導の重要な柱の一つとの共通理解のもと、挨拶や礼儀を大切にす規範性の高い生徒を育てる視点に立ち、より一層の活性化を図る。

## 3. 運営について

- (1) 部活動顧問（以下、「顧問」という。）は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を得られるようにする。
- (2) 顧問は複数で担当することを原則とし、過度の負担が生じないように努める。

## 4. 部活動を行わない日（以下、「休養日」という）及び活動時間の設定

休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下のように設定する。

- (1) 週当たり平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日のうち少なくとも1日を休養日とすることを基本とするが、土曜日及び日曜日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。なお、振替は1週間以内を基本とする。
- (2) 1日の活動時間は、平日では2時間、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間を基本とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的な活動を行う。なお、早朝練習の時間も上記に含めるものとする。
- (3) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分に休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設けることに配慮する。なお、夏季休業中及び冬季休業中の学校閉庁日は休養日とする。
- (4) 下記の期間は原則活動を休止する。なお、学校行事、学校体制、気象条件等により活動を休止する場合がある。

- ①定期試験の1週間前から試験終了までの期間（ただし試験最終日は除く）
  - ②教職員全員参加が原則の職員会議や合同会議、学校内外の研修会等
  - ③8月中旬及び年末年始等の学校閉庁日
- (5) 下校時間は17:00とする。
- (6) 土曜日、日曜日及び祝日等の警報発令時の部活動については以下とする。（ただし、公式戦の場合は当該大会の実施要項等に基づき対応することとする。）
- 朝6時30分の時点で、柏原市に「暴風警報」または「大雨警報」及び「特別警報」（大雨、暴風、暴風雪、大雪が対象）【以降、「対象となる警報・特別警報」と表記する】が発令されている時は、午前の活動を中止とする。
  - 午前10時までに、「対象となる警報・特別警報」が全て解除された時は、13時より活動を可能とする。
  - 引き続き、午前10時の時点で「対象となる警報・特別警報」のいずれかが発令されている時は、部活動は中止とする。
  - 部活動中に「対象となる警報・特別警報」が発令された時は、速やかに活動を中止し、通学路等の安全面に十分配慮し下校させる。
  - 「対象となる警報・特別警報」がすべて解除になった場合でも、生徒の安全を第一に考え保護者が危険と判断される場合は活動を見合わせる。
  - JR大和路線や近鉄大阪線が不通になった場合や、自然災害により道路が危険と判断される場合等は、臨機応変に対応する。

## 5. 指導について

顧問は、適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

## 6. 部活動の設置

設置している部活動は以下とする。

<運動部> ○ソフトテニス（男・女）      ○バドミントン（男・女）

## 7. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。
- (3) 大会参加や練習試合等については、日程等に十分配慮し、過度な負担とならないようにする。